

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和6年5月20日

佐賀市長 坂井 英隆

1. 業務概要

- (1) 業務名：令和6年度 佐賀市公共施設白書作成業務委託
- (2) 業務内容：本業務は、公共施設に関する蓄積されたデータを基に、市民に分かりやすい佐賀市公共施設白書を策定する業務である。
- (3) 履行期間：契約締結の日から令和7年3月31日までとする。
ただし、契約締結後に協議を行い、変更が必要な場合は変更対応を行うものとする。
- (4) 本業務は、競争性確保のため簡易公募型プロポーザルの手続きに準じて行う業務である。

2. 業務実施上の条件

(1) 技術提案書の提出者に要求される資格

技術提案書の提出者は、下記の資格を満たしている単体企業又は2)に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

1) 単体企業

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- ② 佐賀市における令和5・6年度入札参加資格審査の結果、土木関係建設コンサルタント業務に資格があると認められた者
- ③ この公告の日から技術提案書の特定・通知日までの間に、次に掲げる指名停止措置又は指名回避措置（以下「指名停止等の措置」という。）のいずれも受けていない者
 - (ア) 佐賀市（佐賀市上下水道局を含む。（イ）において同じ。）による指名停止等の措置
 - (イ) 佐賀県内の他の公共団体による指名停止等の措置（佐賀市による指名停止等の措置と同一の事由の指名停止等の措置については、佐賀市による当該指名停止等の措置の開始日以後の措置を除く。）

2) 設計共同体

1) に掲げる条件を満たしている者（代表者及びその他の構成員の全てに求めるものとする。）により構成される設計共同体であること。

(2) 参加表明書に関する要件

1) 参加表明書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

① 同種業務の実績

平成26年度以降公告日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）のうち、下記に示される「同種業務」の実績を有さなければならない。

なお、同種業務の実績は、国、都道府県又は市町村が発注した契約金額100万円以上の業務を対象とする。

- ・ 同種業務：公共施設に関する施設白書作成業務（施設白書作成支援業務を含む。ただし、公共施設等総合管理計画策定業務は対象外とする。）

参加表明書の提出者が設計共同体の場合は、代表者が上記の同種業務の実績を有さなければならない。また、その他の構成員は、当該業務で実施を予定している分担業務について、平成 26 年度以降公告日までに実施した業務の実績（国、都道府県又は市町村が発注した契約金額 100 万円以上の業務を対象とし、再委託による業務の実績は含まない。）を有さなければならない。

2) 配置予定技術者に対する要件

参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定されるためには選定通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

①配置予定管理技術者

配置予定管理技術者については下記の(ア)及び(ウ)に示す条件を満たす者であり、(イ)の実績を有する者であることとする。また、参加表明書の提出者が設計共同体の場合は、管理技術者及び照査技術者は代表者より選出するものとする。

(ア)下記のいずれかの資格を有する者

- ・ 技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
- ・ 技術士（建設部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者

(イ)下記のいずれかの実績を有する者

平成 26 年度以降公告日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）のうち、以下に記載する「同種業務」の実績を有する者。

同種業務の実績は、国、都道府県又は市町村が発注した契約金額 100 万円以上の業務を対象とするが、照査技術者としての実績は対象外とする。

- ・ 同種業務：公共施設に関する施設白書作成業務（施設白書作成支援業務を含む。ただし、公共施設等総合管理計画策定業務は対象外とする。）

(ウ)令和 6 年 5 月 20 日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。）が 4 億円未満かつ 10 件未満である者

手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額 500 万円以上の佐賀市以外の発注者（国内外を問わない。）のものを含んだ全ての業務。

②配置予定照査技術者

配置予定照査技術者については下記の(ア)及び(ウ)に示す条件を満たす者であり、(イ)の実績を有する者であることとする。

(ア)上記①配置予定管理技術者の(ア)に同じ。

(イ)上記①配置予定管理技術者の(イ)に同じ。

(ウ)上記①配置予定管理技術者の(ウ)に同じ。

(3) 選定通知の期日

選定通知の日は、令和 6 年 5 月 30 日（木）を予定する。

3. 技術提案書の提出者を選定するための基準

- (1) 同種業務の実績等
- (2) 配置予定の技術者の資格、同種業務の実績の内容、手持ち業務の状況等
- (3) 当該業務の実施体制

4. 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 技術職員の経験及び能力
配置予定の技術者の資格、同種業務の実績の内容
- (2) 業務実施方針及び手法
説明書の理解度、実施方針の妥当性、実施手法の妥当性等

5. 手続等

(1) 担当部局

〒840-8501 佐賀市栄町1番1号

佐賀市 政策推進部 行政マネジメント課 施設マネジメント係

電話 0952-40-7044 F A X 0952-40-7323

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- 1) 交付期間：令和6年5月20日（月）から令和6年5月28日（火）まで（佐賀市の休日に関する条例（平成17年佐賀市条例第2号）第1条に規定する市の休日を除く。）の9時00分から17時00分まで。

- 2) 交付場所：上記5.（1）に同じ

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

- 1) 提出期限：令和6年5月28日（火）17時まで

- 2) 提出場所：上記5.（1）に同じ

3) 提出方法

持参又は、郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着。）すること。

(4) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

- 1) 提出期限：令和6年6月7日（金）17時まで

- 2) 提出場所：上記5.（1）に同じ。

3) 提出方法

持参又は、郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着。）すること。

6. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 契約保証金の要否 要。

- (3) 契約書作成の要否 要。

- (4) 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 5.（1）に同じ。

- (6) 詳細は説明書による。

— 以 上 —